慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	マティアス・K・シェール著『日本法欧文目録一九七四-一九八九』；ベルント・ゲッツェ著『独和法律用語辞典』
Sub Title	Matthias K. Scheer "Japanesches Recht in westlichen Sprachen 1974-1989" ; Bernd Götze "Deutsch-Japanesches Rechtswörterbuch"
Author	宮澤, 浩一(Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.9 (1994. 9) ,p.115- 123
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940928-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Matthias K. Scheer,
Japanisches Recht in westlichen Sprachen 1974-1989. Eine Bibliographie. 1992
マティアス・K・シェール 著
『日本法欧文目録一九七四―一九八九』
一九九二年

Bernd Götze,
Deutsch-Japanisches Rechtswörterbuch, 1993
ベルント・ゲッツェ 著
『独和法律用語辞典』一九九三年

1

最近、相次いで、日本の法律学界と親密な関係をもつ二人のドイツ人法律家の手で、日本法研究、ひいては、欧米の法律学と日本の法律学との懸け橋となる重要な著作が公刊された。日頃、法律学の国際比較を心掛け、日本の法律と法律学、殊に、刑事法と刑事法学を国際舞台に紹介する仕事に携わっている者として、この二著について、紹介し、併せて、法律学の国際比較に関する私見を申し述べたいと思う。

2

『日本法欧文目録』の著者マティアス・K・シェール氏は、ハンブルクに本拠のある『独日法律家協会(Deutsch-Japanische Juristenvereinigung e. V. -DJJV) の事務局長と同協会の会報(Mitteilungen der DJJV)の編集者として知られた弁護士である。

一九四五年に、ブランデンブルク州のカラウで生まれ、その後、ハンブルク市に移住し、今日に至っている。一九六五年から七〇年、七二年から七五年にかけて、法律学・日本学・シナ学をハンブルク大学で学び、一九七〇年から七二年にかけて、フォルクスワーゲン財団の奨学金を得て、京都大学・大阪大学・大阪市立大学で研究生活を送り、帰国後、一九七三年から七五年まで、ハンブルクにあるマックス・プランク外国私法・国際

私法研究所のウルリッヒ・ドゥロープニッヒ教授の助手として、オランダとインドネシア法の研究員となった。また、一九七五／七六年には、ハーバード大学のロー・スクールの東アジア法研究所の訪問研究員としても活躍した。一九七六年に、日本の行政法に関する論文（一九七七年刊）で、学位を取得し、七七年には、ハーバード大学で法学修士を取得している。

シェール氏は、一九七八年に、ハンブルク市で弁護士を開業し、併せて、兼任講師として、ハンブルク大学で日本学、ブレーメン専門学校で、日本の法・経済・政治を講じている。また、八四年以降、ハンブルク社会裁判所の名誉職裁判官を兼務している。

3

シェール氏と日本法に関する文献目録の仕事との出会いは、本書の『はしがき』によると、日本法インデックスというビブリオグラフィーを編集していたJ・H・ハリー教授からその編集に協力しないかと声をかけられたことに始まり、その初仕事は、Law in Japanの一九七五年特別号として公刊された。その後、一九七五年から七八年まで、Law in Japan誌上に、Index to Japanese Law Supplementを公刊した。本書の書名に、一九七四年－一九八九年とあるのは、前出の一九七三年公刊の『日本法インデックス』を継承するという著者の意図が込められているように思う。

本書に登載されている文献は、各種の法律専門雑誌、大学の紀要、論文集、全集に公刊された論著のほか、法律雑誌に掲載された判例、国際協定などに及ぶ。その他、著者が出席し、入手した各種の学会でのペーパーも採録されており、およそ日本法に関する欧文の文献で、一九七四年から八九年にかけて公刊された物をすべて網羅しようという著者の意気込みが感ぜられる。

本書の構成全体は、ドイツ語の序文（vii-viii）、英語の序文（ix-x）、日本語の序文（xi-xii）、ドイツ語と英語の凡例（xiii-xxii）、略語表に続き、二一項目からなる独英語の目次（xxiv-ixl）、六六七頁の本文、五六頁の人名索引と一五五頁の事項索引、著者の紹介で終わる総頁九二〇頁の大著である。本書の前身である『日本法インデックス』は、一八六七年から一九七三年までの一〇七年間の文献を収録したものであり、一六七頁、三六〇三項目であったのに対し、一九七四年から八九年に至る一六年間を対象とした本書には、実に、六七七頁、八〇四三項目もの日本法に関する欧文による文献が収録されている。この事実は、一方では、日本の国際的な地位を反映するものであり、他方では、欧米諸国の専門家の間でのみならず、一般的に、日本に対する関心が次第に大きくなっていることを示すものであって、我々、日本の法律家、特に、研究者として、大いに心せねばならないところである。

4

私自身、これまで主張し続けて来たことを、改めて繰り返さなければならない。我々は、欧米各国に研究に行く場合、単に、諸外国の学問、立法、司法の動向を一方的に学ぶだけではなくて、同時に、日本に関する質のよい情報を提供する義務があるということを自覚すべきなのである。その意味では、我々研究者は、海外で研究生活を送る場合、一人一人が、真の意味での文化使節でなければならないのである。外国に出て、まだ日本の学界に知られていない情報を集め、日本語に直し、発表するという、明治時代以来の『伝統的な』海外研究のあり方では、今日の日本の置かれた立場に応える道ではない。本書は、いまだにその点についての自覚に欠ける『研究者』に対して、根本的な反省を迫る著作であると言うことが出来る。外国の研究機関に長期滞在し、一方的に研究資料の収集に終始するだけでは、研究者のエトスに反するのである。研究生活を終え、帰国に先立って、日本法および日本の学問を紹介することで、国際的な学問的連帯の実を上げることこそ、二一世紀を目前にした、今日の研究者のあるべき姿である。これまでは、自分のテーマの研究に追われ、日本法や日本の法律学の現状について、外国語で発表された文献を渉猟し、自分なりに応分の寄与をはたす余裕はなかったと言えたであろうが、本書が公刊された後には、そのような自己弁護は許されないと言わねばならない。

ちなみに、本書で扱われている領域は、一 法及び法学一般、二 法の歴史、三 私法、四 特許法・商標法・不正競争防止法・カルテル法、五 国際私法、六 裁判所構成法及び民事訴訟法、七 刑法及び刑事訴訟、八 国家法及び憲法、九 行政法総論、一〇 行政法各論、一一 環境法、一二 経済法、一三 国際経済法、一四 交通法、一五 郵便及び通信制度、一六 財政法及び租税法、一七 労働法、一八 社会法、一九 国際法、二〇 日本の対外政策と国際条約、二一 コンピュータ法という広い分野なのである。

このような広範な法領域における日本法と関連する文献を絶えずチェックする仕事は、不断の緊張を要する。刑事法に関して、ドイツ語圏の文献を収集・整理する仕事に携わっている評者の経験から推考しても、この著者の努力は、並大抵のことではないと言える。しかも、著者は、この続編を、一九九〇年代に公刊することを予定しているというのである。

5

本書の内容について、若干の紹介をしたい。本書に採録した日本法に関する文献は、法律時報の文献月報に依拠する場合が多いようであるが、その欄に登載された雑誌論文に、発行年月日が欠けている例が多く、それの推定に困難があるという。これは、日本側の努力次第で改めうる問題であろう。我々がその欄によって邦文の文献を探す場合、時として、巻号と発刊年度

とがずれ、所在の確認に困難を来す場合も無しとしない。

本書に登場する日本の著者のなかで、欧文の論著が最も多いのは、北川善太郎教授である。人名索引の欄に三九ヵ所出ている。このうち、同一の論著が二ヵ所以上ダブって登載されている例は約九編あるので、実質的に、三〇点を公刊しておられる。それにしても、日本法を国際比較の場に紹介する仕事を精力的に行っておられる努力には、頭が下がる。松下満雄氏には、二四ヵ所に論著が記録されているが、二ヵ所以上に登載されている例が六編あるので、一八点公刊されたことになる。細かいことだが、松下教授の人名索引のうち、論文番号5712とあるのは、5721の誤りである。本書に採録された論著のテーマを見ると、日本の独占禁止法関係の法律・学説を積極的に紹介しておられることがよく分かる。

もとより、本書に登載された論著は、著者と二人の助手との共同作業によって、根気よく収集・整理されたものである。その過程で、誤記がなされたり、公刊されているのに見落とされ、公刊物自体が気づかれないために未登載に終わっている文献も少なくないと思われる。他の著者の場合、どのような状況であるかは、知る由もないので、私の場合を例にとって検討してみる。一九七四年から八九年にかけての分で、私の人名索引には、二八編の論著が収録されている。そのうち、Keio Law Review (3619) に発表した論文の題名は、Victimological studies of sexual crimes in Japanである。Victimologyという国際雑誌に発表した論文(3625)とほぼ同じであり、論文名は、そのほうが正しい。なお、私の場合にも、日本の検察官の訴追活動に関する論文は、三ヵ所(3009, 3470, 3508)に登載され、刑法と行刑法の発展に関する論文は、二ヵ所(3368, 3562)に登載されているので、正確には、二五編である。このほかに、六編の論文があるが、それらは、アジア・太平洋地域少年非行会議の議事録（第一回一九八〇年と第二回一九八三年）に発表した『Juvenile Delinquency in Japan. Its Sociological Backgrounds』と『Problems of Juvenile Delinquency in School and Family』、日本で発行された独文の教育学の雑誌 Kultur und Erziehung Vol. 8, 1984 に公刊した『Probleme der Jugenddelinquenz in Schule und Familie』, Keio Law Review No. 5, 1985 に発表した Munchen, Japan und die Strafrechtswissenschaft』、ドイツ少年裁判所・少年審判補助会議で発表し、一九八七年に公刊された議事録に登載された『Täter-Opfer - Ausgleich in Japan』、アルトゥール・カウフマン六五歳祝賀論文集『Jenseits des Funktionalismus』、一九八八年に発表した『Arthur Kaufmann und die japanische Rechtswissenschaft』である。本書の読者が、自他の欧文の論著で、未登載の文献があることに気づいたときは、著者に連絡するとよいのではないかと思われる。この種の文献目録は、研究者全体の共有財産であるからにほかならない。

6

『独和法律用語辞典』の著者ベルント・ゲッツェ氏は、世界的規模を誇るベーカー&マッケンジー法律事務所のフランクフルト事務所で日系企業の経営・法律相談を担当している弁護士である。一九五〇年にツィッタウで生まれ、フライブルク大学で、法学と日本学を学んだ。一九八〇年に第一次国家試験に合格後、短期間、来日して実務研修の後、帰国し、第二次国家試験に合格し、一九八一年の中頃、再び来日し、一九八五年一二月まで、本格的に日本の法律事務所に勤務し、殊に、欧米からの対日投資企業のための法律相談の実務経験を積み、その後、一九八六年にシンガポールに移り、日系企業の法律顧問として活躍した。フライブルク大学のアーレンス教授に提出した学位論文のテーマは、日本の民事訴訟法の独立当事者参加訴訟であり、日独の制度を比較法的に研究している。その間、一九八七年から九〇年まで、マックス・プランク外国・国際刑法研究所の東アジア部門の研究員であった。一九九〇年に、フランクフルトのベーカー&マッケンジー法律事務所に入所し、爾来、日本関係の法律問題について専門的立場から助言し、折に触れて日本法に関する講演・セミナーに参加するなど、幅広い活躍をしている。

本書は、著者が、日本法に関心をもち、本格的に研究を始めて以来、一五年もの歳月を費やし、文字通り、血のにじむような努力の所産というべく、ここに収録された九〇〇〇語の見出し文字の一つ一つに込められた時間の重さには、心打たれるものがある。個々のドイツ語・専門用語に日本語の訳をつけ、多くの単語に文例をも加えるなど、日本の利用者のための便を図り、併せて、ローマ字表記をも加え、ドイツ語圏利用者の便宜をも考えた周到な著作である。

7

本書の利用者、殊に、ドイツ語圏の利用者に対する注意書に、著者の配慮の特徴が現れている。一頁の簡単な略号一覧に次いで、日本の法律用語にそのままの形で訳せないドイツ語の概念を翻訳する場合の試みや西欧の文献に用いられるようになった日本語の概念をドイツ語に訳す試みなど、ドイツ語圏の利用者を意識した『説明』は、我々が、ドイツ語で論文を書く場合のヒントになる知恵に満ちている。さらに、本書の特色として、『略語一般』(一六―一六頁)、『ドイツの法律』(一七―二四頁)、『ドイツの法律(略語)』(二五―二九頁)、『国際法上の略語』(三〇―三九頁)、『ドイツの官庁・大臣の名称』(四〇―四一頁)を挙げることが出来る。

ドイツ法の辞典として、周知のように、山田晟・ドイツ法律用語辞典改訂増補版、一九九三年があり、その付録に、立法小史、法令索引、判例集・法令集・法律辞書、連邦の重要法令、立法手続など、一五項目について簡潔な解説が付いており、独法研究者の必携の文献であるが、本書は、それに比肩し得る優

れた著作であるといってよいと思われる。勿論、両者ともに、それぞれ特徴があり、山田晟教授の『ドイツ法律用語辞典』は、『読む辞典』としての長所がある。殊に、多くの用語について、ドイツの法律の当該条文を挙げてあるのは、利用者にとって極めて便利である。これに対して、ゲッツェ氏の『独和法律用語辞典』は、ドイツ法の文献を読む際に、細かな点に至るまで訳語を調べるのに便利なほどの多数の用語例が列挙され、主要な単語については、ドイツの法律文献に出てくる専門的な用例を示し、日本語訳を付けている。学部学生や大学院生に文献講読の指導をしている私の立場で言うと、刑事法に関しては、むしろ、本書の方が用語の数、訳語の点で勝っており、推薦し得るように思う。だが、その訳語にもう一段の工夫が必要な場合が少なくないことは、後に言及する通りである。

8

勿論、ドイツ語の用語辞典を一人の著者が編集するという作業は、容易な仕事ではないし、総ての法分野に関して十分な知識を駆使するには、百科全書的な教養を必要とする。それに加えて、多くの法分野に関して日本法の知識を併せ持つことは、至難の業であろう。幸いにして。著者は日本の専門家の協力を得、専門用語に関して助言を得ているため、日本人の目から見て、立派な業績を公刊し得た。評者は、ベルント・ゲッツェ氏と知り合いなので、同氏が、既に本書の改訂版の作業を始めていることを聞いている。この種の著作は、絶えず、改定・補訂する必要がある。また、出来るだけ誤りを直し、完全な物へと不断の努力を続ける必要がある。そのためには、読者・利用者として気づいた問題点を指摘し、著者が、より完全な著作に仕上げるために協力することが不可欠である。その意味で、本書の長所を指摘するとともに、補充を要する点及び気づいた誤りを指摘したい。『略語一般』の中で、Einl. Einleitung に、予 yo とあるのは(九頁)、序 jo の誤りではないだろうか。同じ頁の Freie Deutsche Jugend に、自由ドイツ成年団とあるのは、青年団の誤りであろう。Bundesministerium für Jugend, Familie und Gesundheit についても、[連邦]成年家庭保健省とあるのは(四一頁)、青年(又は青少年)家庭保健省とすべきであろう。同じ頁の連邦経済協省は、連邦経済協力省である。ついでながら、Bundesministerium der Justiz に関して、都連邦法務省・[都連]邦法務省とあるが、何かの間違いであろう。

以下、本文の用語例を取り上げるが、その際、山田晟教授の著書の内容と比較しながら、若干のドイツの用語に関する著者の説明について検討したい。評者の専門である刑事法の用語をアト・ランダムに抽出することをお許し願いたい。

9

刑法学で、行為と責任に関連して actio libera in causa という概念が用いられている。両著ともにこれを取り上げている

が、山田著では、さらに、actio illicita in causa をも挙げている。刑法学では、最近、違法論に関し、この概念を用いて説明する例が多いので、改定の際に、是非、採録するよう望む。ついでながら、ゲッツェ著で、ad absurdum, ad acta, ad-hoc, ad infinitum など、ドイツの文献において多用されるラテン語の語句をも紹介しているのは、好ましい。Affekt Affektzustand について、『激状行為』とあるのは、『激情行為』とする方がよい。山田著は、ドイツ刑法二〇条、二一条を挙げて説明しているが、その訳語の『興奮状態』は、刑事法では使わない。Aの項目で、是非いれて欲しいのは、Antikorruption『反汚職』という用語である。オーストリア刑法の改正に際して用いられた。ちなみに、Kの項目でも、両著書ともに Korruption を挙げていない。最近、ドイツ刑法学で、Auffangtatbestand という言葉を見かけるようになった。山田著には出ていないが、本書では『収集〈受け皿〉構成要件』という訳が付いている。収集構成要件では、何のことか分かりにくい。日本語としては、『受け皿となる構成要件』か、思い切って、『予備的（補充的）構成要件』と訳してみてはどうであろうか。Ausgleich については、両著とも、『清算』『和解』『補償』等の訳語をつけている。ちなみに、最近、ドイツの少年法制に始まり、成人の刑法においても用いられるようになってきた『Täter-Opfer-Ausgleich』に両著ともに言及していないのは残念である。これは、アメリカ法制の『mediation』に学んだ一種の『刑事和解』である。

次に、Einstellung という用語を検討しよう。これは、手続の打ち切りであり、近時、軽微な犯罪の処理に関して、検察官に裁量権を与え、早期の事件解決を図る『検察官による手続の打ち切り』と公訴提起後、公判終了前に、裁判官により手続が打ち切られる場合とに分けられる。一九七四年の刑法施行法による改正で導入された。山田晟著には、触れられていない。

ドイツ少年裁判所法の判例・学説で争われている一つの問題として、Einstiegsarrest という概念がある。成人事件に関する短期自由刑の回避に類似した発想により、少年刑の執行を猶予し、それに代えて、『少年拘禁』を言い渡す実務上の取り扱いに関連して、Einstiegsarrest という用語が用いられる。これをどう日本語に訳すのか、著者の意見を聞きたい。

国際的な麻薬犯罪により得た大量の不正な収益を、外国の金融機関に送金して、換金し、それを投資し、有価証券・貴金属・宝石・不動産の購入に当てる等の行為を『マネーローンダリング』と呼び、ドイツ語では、Geldwasche, Geldwascherei という用語が用いられている。本書には、この新しい用語も採録されている。だが、この言葉の日本語(?)訳として、『マネー・ランドリー』としているのは、一般的ではない。ちなみに、山田晟著には、出て来ない。

Hochverrat と Landesverrat に関してだが、前者は『内乱罪』、後者は『外患罪』『反逆罪』とするのが、一応、定訳となっている。前者に、大逆罪という訳語をつけるのは、狭すぎて

適切でない。ついでながら、本書に、Landfriedensbruch『騒擾罪』が抜けているのは、是非補充してほしい。山田晟著では、言葉の説明はあるが、法律用語として、『騒擾罪』が出ていない。

Prozeßvoraussetzung に関して、民事訴訟法では『訴訟条件』、刑事訴訟法では『訴訟要件』と訳し分けているのは、正しい。ちなみに、山田晟著には、出て来ない。外国法・外国学説を大幅に取り入れている日本の法律学では、学問分野によって、同一の用語に異なった訳語がつけられる例が少なくない。初学者でドイツ法に関心を持つ者の利用を考えると、この点、細心の注意が必要である。『略語一般』の中で、Angekl. Angeklagter［刑事］被告人、Bekl. Beklagter［民事］被告と説明しているのも、好ましい。別の例であるが、Tatbestand という用語には、民事法では『法律要件』、刑事法では『構成要件』という訳語が当てられている。ただ、後者では、『(構成要件的)事実』と訳さねばならない場合がある。

Rassen という単語に、種々の言葉を加えて、近時、ネオ・ナチと呼ばれる極右の青少年の過激な外国人排撃・差別の行為を刑法上処罰する例が増えている。この点で、山田晟著には、全く出ていないのは、補充を必要とするように思われる。なお、本書で Rassentrennung のローマ字表記を『aparutohaito』としているが、日本のマスコミ等では、『aparutohe'ito』という言い方をするのが一般である。

Straf という言葉の合成語を例に取ると、本書に挙げられた専門用語に関する多彩な説明は、推奨に値する。刑事法学者の目から見て、Tat, Täter, Tatbestand 等に関連する合成語の種類の多さも、大変好ましい。ただ、説明のなかで、『の』をいれた方が日本語としては適切な場合があるということを指摘しておきたい。【例】構成要件の充足、構成要件上の裁量、裏返された構成要件の錯誤、構成要件の実現等。

10

以上をもって、最近二年間に出版された、比較法にかかわる二冊の優れた著作の紹介を終える。この二著の著者は、いずれも、評者と親しいドイツの実務家である。長年の労苦の結晶であるこの著書を手に取り、読んでいるうちに、一人でも多くの日本の研究者が座右に備えることにして欲しいと考えるようになった。そして、日本人の目で見て、何らかの補充を必要とする問題点を発見したとき、この二人の著者に連絡し、次の改定の機会に、より良い著作になるよう皆で協力するのが筋であると考えた。本来であれば、我々の手で編集すべき仕事であった。日本及び日本の法律・法律学に深い関心をもった『知日家』の努力で見事に出来上がったこの二著をより良い物にする事は、我々に投げられたタマを正確に相手に投げ返すという学問のルールに適う営為ではないかと考える次第である。

なお、本書の出版に関しては、ミュンスターに本拠のある国家試験関係の出版会アルプマン・シュミット社と日米独に拠点

をもつアーサー・アンダーセン事務所の補助があったという。そして、『日本法欧文目録』は、独日法律家協会双書の第一巻として刊行され、『独和法律用語辞典』は、成文堂で出版され、ドイツのベック社からも同社の刊行物として市販されている。

宮澤浩一

浅野和生著『大正デモクラシーと陸軍』

I

本書の紹介と批評を行なう前に、大正デモクラシー研究の動向について述べたい。

近年大正デモクラシーへの評価に対し、実証史観の立場から再検討が行なわれている。中村勝範教授による一連の黎明会研究、大正中期の労働運動研究、森戸辰男事件研究は、その好例であろう。中村教授は黎明会研究の冒頭において、次のように指摘する。すなわち、通説のごとく大正デモクラシーが国粋主義勢力に対し完全に勝利したのであれば何故昭和期に至り軍国主義、反民主主義がわが国を支配したのであろうか、とこれまでの大正デモクラシーに対する評価への疑問を呈している。(1) 中村教授はまた大正デモクラシー期におけるデモクラシー勢力が脆弱であったいまひとつの例として、たとえば黎明会にしてもデモクラシーを防衛することにのみ専念することを目的としていたと、黎明会会員の講演内容の分析を通して実証的に論じている。(2) つまり大正中期に台頭したデモクラシーは脆弱であり、